

労働基準法	労働安全衛生法	労働者災害補償保険法	雇用保険法	労働保険徴収法
①労働条件は、労働者が入るに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。 ②この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。	この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。	労働者災害補償保険は、業務上の事由、事業主が同一人でない2以上の事業に使用される労働者(以下「複数事業労働者」という。)の2以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由、複数事業労働者の2以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。	雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業にに関する教育訓練を受けた場合並びに労働者が子を養育するための休業及び所定労働時間を短縮することによる就業をした場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。	この法律は、労働保険の事業の効率的な運営を図るために、労働保険の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手続、労働保険事務組合等に關し必要な事項を定めるものとする。
労働施策総合推進法	職業安定法	労働者派遣法	高齢者雇用安定法	障害者雇用促進法
この法律は、国が、少子高齢化による人口構造の変化等の経済社会情勢の変化に対応して、労働に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働市場の機能が適切に発揮され、労働者の多様な事情に応じた雇用の安定及び職業生活の充実並びに労働生産性の向上を促進して、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにして、これを通じて、労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上とを図るとともに、経済及び社会の発展並びに完全雇用の達成に資することを目的とする。	この法律は、労働施策総合推進法と相まって、公共に奉仕する公共職業安定所その他の職業安定機関が関係行政府又は関係団体の協力を得て職業紹介事業等を行うこと、職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割にかんがみその適正な運営を確保すること等により、各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与え、及び産業に必要な労働力を充足し、もって職業の安定を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。	この法律は、職業安定法と相まって労働力の需給の適正な調整を図るため労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の保護等を図り、もって派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資することを目的とする。	この法律は、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保の促進、高齢者等の再就職の促進、定年退職者その他の高年齢退職者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じ、もって高齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。	この法律は、障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会及び待遇の確保並びに障害者がその有する能力を有効に発揮することができるようとするための措置、職業リハビリテーションの措置その他障害者がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ることを目的とする。
職業能力開発促進法	求職者支援法	男女雇用機会均等法	育児介護休業法	次世代育成支援対策推進法
この法律は、労働施策総合推進法と相まって、職業訓練及び職業能力検定の内容の充実強化及びその実施の円滑化のための施策並びに労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための施策等を総合的かつ計画的に講ずることにより、職業に必要な労働者の能力を開発し、及び向上させることを促進し、もって、職業の安定と労働者の地位の向上とを図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。	この法律は、特定求職者に対し、職業訓練の実施、当該職業訓練を受けることを容易にすることを目的とするための給付金の支給その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の就職を促進し、もって特定求職者の職業及び生活の安定に資することを目的とする。	この法律は、法の下の平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。	この法律は、育児休業及び介護休業に関する制度並びに子の看護等休暇及び介護休暇に関する制度を設けるとともに、子の養育及び家族の介護を容易にすることを目的所定労働時間等に關し事業主が講ずべき措置を定めるほか、子の養育又は家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、子の養育又は家族の介護を行なう労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、もってこれらの者の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、これらの者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的とする。	この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に關し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。
パートタイム・有期雇用労働法	最低賃金法	賃金支払確保法	中小企業退職金共済法	待遇確保推進法(同一労働同一賃金法)
この法律は、我が国における少子高齢化の進展、就業構造の変化等の社会経済情勢の変化に伴い、短時間・有期雇用労働者の果たす役割的重要性が増大していることに鑑み、短時間・有期雇用労働者について、その適正な労働条件の確保、雇用管理の改善、通常の労働者への転換の推進、職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図ることを通じて短時間・有期雇用労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにして、もってその福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。	この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	この法律は、景気の変動、産業構造の変化その他の事情により企業経営が安定を欠くに至った場合及び労働者が事業を退職する場合における賃金の支払等の適正化を図るため、貯蓄金の保全措置及び事業活動に著しい支障を生じたことにより賃金の支払を受けることが困難となった労働者に対する保護措置その他賃金の支払の確保に関する措置を講じ、もって労働者の生活の安定に資することを目的とする。	この法律は、中小企業の従業員について、中小企業者の相互扶助の精神に基き、その搬出による退職金共済制度を確立し、もってこれらの従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とする。	この法律は、近年、雇用形態が多様化する中で、雇用形態により労働者の待遇や雇用の安定性について格差が存在し、それが社会における格差の固定化につながることが懸念されていることに鑑み、それらの状況を是正するため、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策に關し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、労働者の雇用形態による職務及び待遇の相違の実態、雇用形態の転換の状況等に関する調査研究等について定めることにより、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策を重点的に推進し、もって労働者がその雇用形態にかかるわざ充実した職業生活を営むことができる社会の実現に資することを目的とする。

労働組合法	労働関係調整法	労働契約法	個別労働紛争解決促進法	有期雇用特別措置法
この法律は、労働者が使用者との交渉において 対等の立場 に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者がその 労働条件 について交渉するために 自ら代表者を選出 することその他の団体行動を行うために 自主的に労働組合を組織 し、団結することを擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制する 労働協約 を締結するための 団体交渉 をすること及びその手続を助成することを目的とする。	この法律は、 労働組合法 と相俟って、労働関係の 公正な調整 を図り、 労働争議を予防 し、又は 解決 して、産業の平和を維持し、もって 経済の興隆 に寄与することを目的とする。	この法律は、労働者及び使用者の 自主的な交渉 の下で、 労働契約 が合意により成立し、又は変更されるという 合意の原則 その他労働契約に関する基本的事項を定めることにより、 合理的な労働条件の決定 又は 変更 が円滑に行われるよう ¹ にすることを通じて、 労働者の保護 を図りつつ、 個別の労働関係の安定 に資することを目的とする。	この法律は、労働条件その他労働関係に関する事項についての 個々の労働者と事業主との間の紛争 (労働者の募集及び採用に関する事項についての 個々の求職者と事業主との間の紛争を含む)。以下「 個別労働関係紛争 」といふ。)について、あっせんの制度を設けること等により、その実情に即した 迅速かつ適正な解決 を図ることを目的とする。	この法律は、 専門的知識等 を有する有期雇用労働者等の 能力の維持向上及び活用 を図ることが当該専門的知識等を有する有期雇用労働者等の 能力の有効な発揮及び活力ある社会の実現 のために重要であることに鑑み、専門的知識等を有する有期雇用労働者がその有する能力を維持向上することができるようするなど有期雇用労働者の 特性 に応じた 雇用管理に関する特別の措置 を講じ、併せて 労働契約法 の特例を定め、もって 国民経済の健全な発展 に資することを目的とする。
過労死等防止対策推進法	労働時間等設定改善特別措置法	青少年雇用促進法(若者雇用促進法)	女性活躍推進法	労働者協同組合法
この法律は、近年、我が国において過労死等が多発し 大きな社会問題 となっていること及び過労死等が、本人はもとより、その 遺族 又は 家族 のみならず 社会 にとって 大きな損失 であることに鑑み、過労死等に関する 調査研究等 について定めることにより、過労死等の防止のための対策を推進し、もって労働者の 健康で充実して働き続けること ができる 社会の実現 に寄与することを目的とする。	この法律は、我が国における 労働時間等の現状及び動向 にかんがみ、 労働時間等設定改善指針 を策定するとともに、事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた 自主的な努力 を促進するための特別の措置を講ずることにより、労働者がその 有する能力を有効に発揮 することができるよう ² にし、もって労働者の 健康で充実した生活の実現 と 国民経済の健全な発展 に資することを目的とする。	この法律は、 青少年 について、適性並びに技能及び知識の程度にふさわしい職業(以下「 適職 」といふ。)の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を総合的に講ずることにより、 雇用の促進 等を図ることを通じて青少年がその 有する能力を有効に発揮 することができるよう ³ にし、もって 福祉の増進 を図り、あわせて 経済及び社会の発展 に寄与することを目的とする。	この法律は、近年、 自らの意思 によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「 女性の職業生活における活躍 」といふ。)が一層重要なことになっていることに鑑み、 男女共同参画社会基本法 の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、 女性の職業生活における活躍 を迅速かつ重点的に推進し、もって 男女の人权 が尊重され、かつ、急速な 少子高齢化 の進展、 国民の需要の多様化 その他の 社会経済情勢の変化 に対応できる 豊かで活力ある社会 を実現することを目的とする。	この法律は、各人が 生活との調和 を保ちつつその 意欲及び能力 に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が 出資 し、それぞれの 意見を反映 して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に關し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、 多様な就労の機会 を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて 地域における多様な需要に応じた事業 が行われることを促進し、もって 持続可能で活力ある地域社会の実現 に資することを目的とする。

健康保険法	国民年金法	厚生年金保険法	確定給付企業年金法	確定拠出年金法
この法律は、労働者又はその被扶養者の業務災害（労働者災害補償保険法第7条第1項第1号に規定する業務災害をいう。）以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。	国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。	この法律は、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。	この法律は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。	この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。
国民健康保険法	高齢者医療確保法	介護保険法	船員保険法	児童手当法
この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。	この法律は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るために、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健診検査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行なうために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。	この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療をする者等について、これらの方が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関する必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	この法律は、船員又はその被扶養者の職務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行うとともに、労働者災害補償保険による保険給付と併せて船員の職務上の事由又は通勤による疾病、負傷、障害又は死亡に係る保険給付を行うこと等により、船員の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。	この法律は、子ども・子育て支援法に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。
社会保険労務士法	特定障害者給付金法	社会保障制度改革プログラム法(持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律)	年金生活者支援給付金の支給に関する法律	
この法律は、社会保険労務士の制度を定めて、その業務の適正を図り、もって労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的とする。	この法律は、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者に特別障害給付金を支給することにより、その福祉の増進を図ることを目的とする。	この法律は、社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく法制上の措置として、同法第2条の基本的な考え方方にのっとり、かつ、同法第2章に定める基本方針に基づき、同法第9条に規定する社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえ、同法第1条に規定する社会保障制度改革（以下この条及び次条第1項において単に「社会保障制度改革」という。）について、その全像及び進め方を明らかにするとともに、社会保障制度改革推進本部及び社会保障制度改革推進会議を設置すること等により、社会保障制度改革を総合的かつ集中的に推進するとともに、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革を推進することを目的とする。	この法律は、公的年金等の収入金額と一定の所得との合計額が一定の基準以下の老齢基礎年金の受給者に国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間を基礎とした老齢年金生活者支援給付金又は保険料納付済期間を基礎とした補足的老齢年金生活者支援給付金を支給するとともに、所得の額が一定の基準以下の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金を支給することにより、これらの者の生活の支援を図ることを目的とする。	